

# 大東市立住道中学校「いじめ防止基本方針」（令和7年度）

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。（大東市いじめ防止基本方針 平成30年4月改定）

以下は「いじめ」についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

## 2. 本校の基本方針

### （1）いじめ防止等に関する基本的な考え方

- ① いじめはその生徒の将来にわたって内面を深く傷つけ、健全な成長に影響を及ぼす重大な人権侵害事象であり、生徒が自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題である。
- ② いじめはどの学校や集団でも、どの生徒にも起こりうる問題であるとともに、インターネットの普及等から体力に関係なく誰もがいじめる側、いじめられる側になる可能性があるものである。また、わざとぶつかって「ごめん」と謝ったり遊びやゲームを装ったりする巧妙化や偽装化により早期発見しにくいものである。
- ③ いじめ事案は本校においてもいつでも、誰にでも起こりうるということを教職員が共通認識し、生徒の発達段階に応じ系統立てた指導により、「いじめNO宣言」の精神を生徒に浸透させる。
- ④ いじめ問題への対応は、全教職員が、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識の下、日常から生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、「学び合う授業づくり」、「集団づくり」、「支援教育」などの取り組みを通して、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立った教育活動に取り組む中で、いじめを許さない生徒の意識を育成することでいじめの未然防止に努める。
- ⑤ 日々の情報交換を大切にし、生徒の些細な変化に対してもこれをキャッチできるアンテナの高さと、いじめが疑われる場合はいじめ対応担当教員を中心とした組織的な対応を行う等、早期発見、早期対応に取り組み、どんな些細なことでも親身になって相談に応じることが大切である。

## (2)いじめ未然防止の取組み

いじめがどの子どもにも起こり得ることを踏まえ、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努めることでいじめの未然防止につなげる。

このため住道中学校では以下のように取り組む。

- ①「学び合う授業づくり」を推進し、生徒が主体的に学ぶ授業スタイルを確立していく中で、「自分のためにも、仲間のためにもしっかりと学ぼう」という意識を育む。
- ②宿泊行事等で取り組んでいる「クラスミーティング」を活用し、お互いの違いを認め、仲間に 対しての関心を持ち、共感する意識を育む。
- ③「集団づくり」のため、「住中9つの道」を全クラスで実施することで、「本当に全員が楽しい クラス」になるように班活動を中心とした取組みを続ける。
- ④「生徒総会」に取り組むことで、個人・班・組・学年・学校でのミーティングにより、それぞれを見直すことで、自分や仲間のことに関心を持つ意識を育む。
- ⑤「体験学習」等の取り組みにより、社会性を身に付ける機会を増やす。家庭や地域の人々などにも 協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られ、自己肯定感を 高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ⑥教職員が「支援教育」を深く理解し、支援学級籍かどうかにかかわらず、教育上支援の必要な生徒 には学校全体で取り組み、学習における「居場所づくり」を行う。
- ⑦外国にルーツのある生徒やセクシャルマイノリティの生徒への正しい理解を促進する取り組みを行 う。
- ⑧「特別の教科道徳」「人権教育」の取り組みを充実する。
- ⑨情報モラル、リテラシーを身につけ、高める教育の充実を図る。また、保護者対象の講演会等を 開催し、家庭とも連携した対応を進められるような取組みを推進する。

## (3) いじめ早期発見のための取組み

いじめ問題は対応が遅れ長期化する中で事案が重篤、深刻なものになることから、早期発見・ 早期対応が非常に重要である。日々生徒と接する教職員は、生徒の些細な変化に対しても見逃さない よう意識するとともに、いじめが疑われる場合は、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを積極的 に認知することが必要である。

いじめの早期発見のために、本校では以下のように取り組む。

- ① いじめに関するアンケート、いじめチェックシート（保護者向け）、Q-Uアンケート、社会性 測定用尺度を実施する。いじめ対応に関する指導方針やアンケート結果などをいじめ防止会議や いじめ防止対策委員会で検討し、詳細な実態把握が必要になれば、再アンケートや個人面談等の 取組みを行う。また、これらのアンケート結果から学年や学級の状態を分析し、学級・学年集団の よりよい運営に生かし、生徒が安心・安全で過ごせる学校環境づくりに努める。
- ② いじめに関する相談窓口を設置し、生徒・保護者に学年開始時に周知する。
- ③ 個人面談を実施し、学級担任が生徒の声を聞く。
- ④ いじめの未然防止、早期発見、また、いじめ事案への対応について教職員が共通理解を図るとともに、「学び合う授業づくり」、「集団づくり」の取組みを中心とし、個々の教職員の生徒理解力、 生徒指導力、学級経営力、授業力等の向上、また、教職員集団全体の資質を向上させるために、 様々な分野での教職員研修会を開催する。
- ⑤ 日常の教員間での情報交換を大切にし、定例で実施する学年会、いじめ防止会議などで生徒の

状況について交流し、学校全体で情報を共有する。また、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図り、生徒の状況について情報の共有化に努める。

#### (4) いじめ事案への対処の方法

- ① いじめが疑われる事案を発見、確認した場合は、特定の教職員で抱え込まず、発見、確認した教員等は直ちに、担任・学年主任・いじめ対応担当教員・管理職に報告し、管理職は必要に応じて市教育委員会に報告する。
- いじめ防止会議を中心に学年集団が連携して組織的な対応を行う中で事案の事実確認と適切な指導を進める。重大事案と判断できるケースは、いじめ防止対策委員会を結集し対応するとともに、市教育委員会との連携の下、外部人材を積極的に活用することで早期解決を図る。
- ② 被害生徒及びその保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を第一に取り組む。生徒の立場に立って丁寧に対応することから学級担任のみの対応に捉われず、生徒との信頼関係に基づく教員による対処や、スクールカウンセラー（S C）やスクールソーシャルワーカー（S SW）など、関係諸機関の活用等も検討する。被害生徒保護者との連携を密にし、事案解決を図る。
- ③ 加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行う。いじめ行為を速やかにやめさせ、事実関係の聴取により事実関係を確認した後、加害生徒の保護者に協力を求めながら、自ら行つたいじめ行為を自覚し十分反省することから、本人の成長につながるよう指導をする。また、加害生徒がなぜいじめ行為に及んだかをアセスメントし、適切に指導するとともに加害生徒が抱える課題や背景などを把握したうえで、見守りを継続する。
- ④ いじめが起きた集団に対しては、被害生徒や保護者の心情を第一に配慮しつつ、いじめを自分の問題として捉えさせる中で二度といじめを起こさない集団となるよう指導する。
- ⑤ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため関係諸機関を通じて、プロバイダに働きかけ、削除するなどの措置を講じる。
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、所管警察と連携して対処する。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### (5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月を目安として継続していること。仮に状態が止んでいかつたら、さらに3ヶ月を目安として、見守りを継続する。

##### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

### 3. いじめ問題に取り組むための校内組織

#### (1) いじめ防止対策委員会

新年度開始時、学期に1回開催、次年度への引継時、重大事案が生じた疑いがあるときに実施

<役割>①未然防止から対処に至る直接的な事項

②教職員の資質向上のための校内研修の実施

③教育課程に位置付けされている取組みの計画と実施、効果測定等

④いじめ防止等の取組みについてPDCAサイクルでの検証

⑤定期的な「学校いじめ防止基本方針」の見直し

⑥いじめ防止会議との連携

<構成員>校長、教頭、児童・生徒支援コーディネーター、生徒指導主事、各学年主任、

養護教諭、教務主任、スクールカウンセラー(不在の場合あり)

※必要に応じて関係諸機関からの参加する場合あり。

#### (2) いじめ防止会議

毎週金曜日の2限目に実施

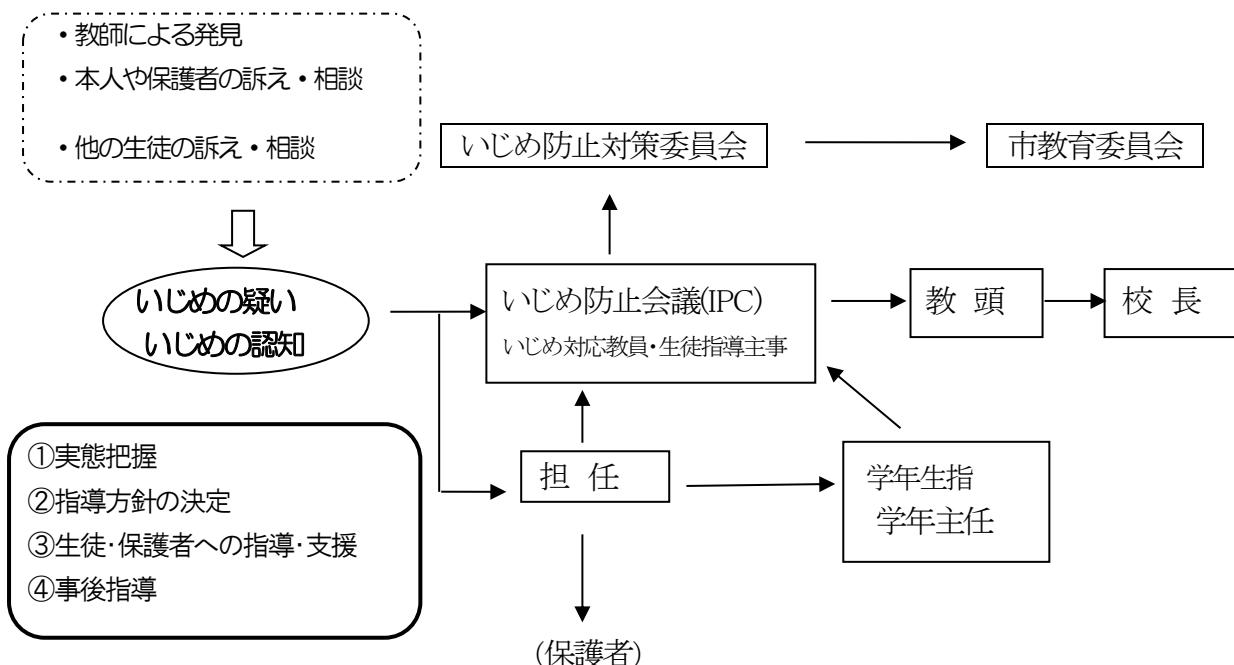
<役割>①生徒の様子の情報交換

②生徒指導上の課題の共有、対策

③朝の職員朝礼や職員会議での報告

<構成員>校長、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、児童・生徒支援コーディネーター、

### <「いじめ対応」のフロー図>



#### 4. いじめ防止に向けた年間計画

	1年	2年	3年	学校全体
1 学 期	4月：相談窓口周知 いじめチェックシート 配付  5月：アンケート①  6月：Q-Uの実施① 二者懇談  7月：社会性測定用尺度① Q-U①結果配付 ふり返り 学期末懇談	4月：相談窓口周知 いじめチェックシート 配付  5月：アンケート①  6月：Q-Uの実施① 二者懇談  7月：社会性測定用尺度① Q-U①結果配付 ふり返り 学期末懇談	4月：相談窓口周知 いじめチェックシート 配付  5月：アンケート①  6月：Q-Uの実施① 二者懇談  7月：社会性測定用尺度① Q-U①結果配付 ふり返り 学期末懇談	4月：いじめ防止対策委員会① ・いじめ防止基本方針の確認 年間計画の確認  第1回市いじめ対応担当教員連絡会への参加  6月：校内研修会① ・学校いじめ方針の確認他 アンケート①のまとめ  6月：二者懇談のまとめ  7月：社会性測定用尺度①のまとめ Q-Uの結果①の分析 いじめ防止対策委員会② ・進捗状況確認・見直し等
夏 季 休 業				
2 学 期	10月：アンケート②  11月：二者懇談  社会性測定用尺度② Q-Uの実施②  12月：学期末懇談 保護者向け アンケート配布 Q-Uの結果配布	10月：アンケート②  11月：二者懇談  社会性測定用尺度② Q-Uの実施②  12月：学期末懇談 保護者向け アンケート配布 Q-Uの結果配布	10月：アンケート②  11月：二者懇談  社会性測定用尺度② Q-Uの実施②  12月：学期末懇談 保護者向け アンケート配布 Q-Uの結果配布	10月：アンケート②のまとめ  11月：懇談のまとめ  12月：社会性測定用尺度②のまとめ 第2回市いじめ対応担当教員連絡会への参加  12月：いじめ防止対策委員会③ ・進捗状況確認・見直し等 Q-Uの結果分析
3 学 期	2月：社会性測定用尺度③ アンケート③  3月：学期末懇談	2月：社会性測定用尺度③ アンケート③  3月：学期末懇談	2月：社会性測定用尺度③  3月：学期末懇談	1月：第3回市いじめ対応担当教員連絡会への参加  2月：Q-U研修②  社会性測定用尺度③のまとめ  3月：いじめ防止対策委員会④ ・学校いじめ方針等見直し ・次年度に向けての反省

## 5. 重大事案への対応

いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や生徒が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合は、重大事案発生時のいじめ防止対策委員会を開き、管理職は速やかに市教育委員会に報告を行う。

市教育委員会の指導助言の下、事実関係の調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、調査の実施等により確認した事実関係についていじめを受けた生徒及びその保護者に適切に説明する。また、スクールカウンセラーやスクールロイヤーなどの専門家とも連携し、被害生徒のケアや事後対応も含め、事案の適切な対応を進める。

## 6. 方針等の見直し

年度途中又は年度末に、いじめ防止対策委員会において本方針に示す内容が学校の実情に即し十分に機能しているか否かについて検証し、必要に応じて学校基本方針の見直しを図りより良いものにする。

### 〈住中のいじめNO！宣言〉

#### 「住中のいじめNO！宣言」

「いじめ」は人を傷つける行為だ  
人によって「心の境界線」はちがう  
自分がなにげなくしていることでも  
他の人には すごくいやに感じことがある

人にはだれにだって良いところが絶対ある  
そういう人の良いところを見つけていこう  
「いじめ」はアカンという勇気を持とう  
一人ひとりを大切にしよう  
仲間とつながっていこう  
お互いに支え合うのが 本当の友だちだ

私たちは「いじめ」を絶対に許さない  
お互いを思いやり 信頼できたら  
きっと「いじめ」もなくなるはず  
人の気持ちをちゃんと考え方がある人が  
いちばんかっこいい人間だ

2008年3月7日

大東市立住道中学校 第59期生一同